

令和5年度
「自由民主党 在宅医療推進議員連盟」総会

在宅医療・ケア提供者の現場の安全確保について

～合同ワーキンググループによる活動趣意書～

(一社)日本在宅救急医学会
(一社)全国在宅療養支援医協会

在宅医の安全確保を 「危険に遭遇」4割

全国在宅療養支援医協会調査

一般社団法人全国在宅療養支援医協会（東京都千代田区）は12日、会員を対象に実施した在宅医療の安全確保についてのアンケート結果を報告した。約40%の医師が「身の危険を感じるような経験」をしていると分かった。

具体的な57件の事例について、17件（30%）が「恐怖を感じる脅し・暴言」と回答し、最多となった。「精神疾患の患者・家族」が12件（21%）、「ハサミ・刃物による脅し、暴力行為」が10件

（18%）と続いた。また、暴力や物を投げつけられた、患者宅に軟禁された、脅迫電話や宗教団体・右翼団体を背景に脅された、などもあった。

同団体は、安全確保が

理不尽な要求、クレームからのトラブルについて

では、57%が「毎年または数年に1回以上」経験していると回答。具体例は96件の内、「病気・状態に対する理解や治療方針」が43件に上った。

この調査は、今年1月

埼玉県の殺傷事件受け

重要であるとする一方、暴力や物を投げつけるといった行為については、認知症が影響しているケースもあり、抗議や法的責任を求めることが難しくなっているとした。

に発生した埼玉県ふじみ野市で在宅医が患者遺族に殺害される事件を受け、今後の在宅医療の安全確保に役立てる目的で実施された。回答数は150件。

患者/家族による医療者への傷害/殺人などの事件

年	場所	事件	診療科など	被害者	加害者
2013	北海道	精神科医師が刺殺	精神科	50代男性医師	50代男性
2014	千葉県	診察中にナイフで刺される	総合病院	30代女性医師	30代男性
2014	北海道	診察中にナイフで刺される	消化器内科	50代男性医師	60代男性
2014	愛知県	刃物を持って病院に侵入	総合病院（娘の治療に不満？）		30代男性
2014	東京都	火炎瓶大量投下	大学病院		40代男性
2017	岐阜県	歯科医が医院で刺殺	歯科	50代男性医師	50代
2018	愛知県	診察中に首を刺される	外科	40代男性医師	60代男性
2019	愛媛県	入院中に刃物を振り回す	精神科、内科	男性看護師3名	40代男性
2019	兵庫県	訪問看護師を睡眠薬で猥褻行為	訪問看護	30代女性看護師	70代男
2020	北海道	訪問看護師を鉄アレイで暴打	訪問看護	60代女性看護師	50代女（家族）
2021	千葉県	自宅で医師の頭を刺す	訪問診療 （精神科通院歴あり）	男性医師	20代男性
2021	大阪府	外来患者が心療内科に放火	心療内科	25名死亡	60代男性
2022	埼玉県	患者遺族が医師を銃殺	訪問診療 （患者自宅で立てこもり）	40代男性医師	60代男性

【在宅医療の特性】

- 1, 在宅医療・ケア提供者は、利用者の生活と療養の全体を支えることを使命としている
- 2, 在宅医療・ケアの場は、利用者宅などの私的な空間であり、時に密室となる
- 3, 在宅医療・ケア提供者は、その利用者の看取りまで、責任をもって関わり続ける

【特性に伴う課題】

● その1

在宅医療・ケア提供者は、利用者の生活と療養の全体を支えることを使命としている

<課題>

在宅医療の現場では、より良い療養方針選択のために、在宅医療・ケア提供者は利用者の生活や死生観、経済事情など、私的な情報をも共有する特徴があります。対等で深い対話が可能になる一方で、それぞれに利己的な要望を抱く可能性があります。

【特性に伴う課題】

● その2

在宅医療・ケアの場は、利用者宅などの私的な空間であり、時に密室となる

<課題>

第3者の介入が乏しく、私的な空間である利用者宅などでは、有事の際に、救援の要請、退路の確保、証拠の保全が困難となる場合が通常です。

【特性に伴う課題】

● その3

在宅医療・ケア提供者は、その利用者の看取りまで、責任をもって関わり続ける

<課題>

在宅医療・ケア提供者は、疾病等により社会参画が難しくなった利用者が、社会から孤立せず暮らしていけるように支援するための最後の砦としての役割を担います。在宅医療・ケア提供者は、利用者との間にトラブルが発生しても、容易に支援を止めず対話による歩み寄りを続ける傾向があります。その結果として、不本意にも問題が深刻化する恐れがあります。

【4つの目標】

～在宅医療・ケア提供者の安全を確保するために～

1. 在宅医療・ケア提供者の安全が脅かされることの無い仕組みを作る

例) 在宅医療・ケアの現場の実情に即した安全管理マニュアルの作成、社会への啓発活動など

2. 在宅医療・ケア提供者と利用者間で関係悪化が生じた際に相談できる仕組みを作る

例) 中立的立場にある公的機関が双方の意見を聞き積極的に解決に導く制度の構築、弁護士会が主催する法律相談ができる窓口の新設など

3. 在宅医療・ケア提供者の安全が脅かされる事件が発生した際に救助する仕組みを作る

例) 警備会社の緊急通報システムの改善・普及、被害を受けた時の保険会社による保険商品の開発、警察や弁護士への介入依頼方法の整備など

4. 在宅医療・ケア提供者の安全に関する問題の情報を集めて調査、分析する

例) 問題を一般化し、予防策や解決方法を検討し、その結果を共有する仕組みを作るなど